

## 第 4 0 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 2 1 年 3 月 3 日 ( 火 )

午後 1 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員

1 号 委 員

一木明委員，小堀志津子委員，青木格次委員，加藤一克委員，  
小野口睦子委員，森本章倫委員，藤井昌一委員，森賢一郎委員

2 号 委 員

菊地公史委員，半貫光芳委員，金子和義委員，塚原毅繁委員

3 号 委 員

高瀬晴久委員，新井一夫委員，糸川元一委員 ( 代理 増田俊雄 )

( 計 1 5 名 )

出席幹事

笠井純幹事，栗田健一幹事，田辺義博幹事 ( 代理 矢島武雄 )，  
入山俊夫幹事，青柳久幹事，関沢孝一幹事，関哲雄幹事

臨時幹事

吉澤信二幹事，羽石潔幹事，秋山正美幹事，須藤浩二幹事

( 計 1 1 名 )

事務局

塚田浩書記，齋藤貴司書記，高橋裕司書記

( 計 3 名 )

塚田書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ありがとうございます。

はじめに、本日の会議資料について、確認させていただきます。資料といたしまして、事前にお届けいたしました「第40回宇都宮都市計画審議会会議次第」、議案書が「第1号から第4号」でございます。本日の配布資料としては、説明資料1として、A3版は議案第1号宇都宮都市計画道路の変更について「3・4・109号雀宮駅前線」が1枚でございます。説明資料2として、宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更について「1-2号宇都宮市下荒針清掃工場の廃止」と議案第3号宇都宮都市計画ごみ処理場の変更について「1-1号宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設の追加」が資料となっております。参考資料といたしまして「宇都宮市悠久の丘」のパンフレットを配布してございます。

以上が本日の資料となっております。不足しているものがございましたら、お知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは「第40回宇都宮市都市計画審議会」を開催いたします。議事の進行につきましては、森本会長にお願いしたいと思います。それでは、会長、よろしくお願いいたします。

森本議長

それでは、只今より、第40回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。今回の議事は、宇都宮都市計画道路の変更、宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更、宇都宮都市計画ごみ処理場の変更及び宇都宮都市計画火葬場の変更の4件の議案が諮問されています。委員のみなさまには、活発なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、今回の会議の成立について、ご報告をお願いいたします。

事務局

本日の会議でございますが、現在出席委員は15名でございます。これは、当審議会条例第6条にございます「審議会は委員の過半数をもって開催する」旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。また、傍聴者は1名でございます。

森本議長

事務局より、会議の成立について報告がありました。

それでは、皆様のさまざまな見地からの、ご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

会議次第に従って進めてまいりたいと思います。まず、当審議会条例施行規則第3条に基づき、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、加藤委員と塚原委員の両名を指名いたします。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議事に移ります。

本日の議題といたしまして、平成21年2月25日付、宮都第586号、第587号、第588号、第589号にて、市長から諮問がなされております。

森本議長

審議内容は、開催通知でご案内しております  
「議案第1号については、都市計画道路の変更」、  
「議案第2号については、ごみ焼却場の変更」、  
「議案第3号については、ごみ処理場の変更」、  
「議案第4号については、火葬場の変更」になります。  
付議案件の審議に関しまして、会議の公開について確認させて  
いただきます。  
本日の審議につきましては公開とさせていただきます。

また、傍聴者の方は、お手元の「傍聴要領」の内容をお守りい  
たいただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。  
「議案第1号宇都宮都市計画道路の変更」について事務局より  
説明をお願いします。

事務局  
関幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。  
議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について  
3・4・109号雀宮駅前線」をご説明いたします。  
この議案は、栃木県決定の都市計画変更でありますので  
栃木県より宇都宮市にて都市計画の変更について意見の照会が  
なされたものであります。  
資料につきましては、第1号議案書とA3版の2枚閉じの  
「説明資料1」を併せてご覧いただきながら、ご説明させていた  
だきます。

まず、議案書についてご説明いたします。  
議案書の1ページをお開きください。これは、今回変更する  
「3・4・109号雀宮駅前線」の変更後の計画書であります。

次に2ページをお開きください。こちらは新旧対照表となっ  
ています。  
括弧書が変更前となっており、括弧無しが変更後となります。  
新旧対照表の備考欄に記入してある広場の面積が約2,400㎡から  
約3,600㎡に変更するものであります。  
また、新旧対照表の補足にありますようにJR雀宮駅西から  
3・4・107号宇都宮東京線「国道4号」までの区間について  
道路幅員を16mから19mに変更しようとするものであります。

次に3ページをお開きください。総括図でございます。赤い太  
い実線が雀宮駅前線の位置を示しております。  
また、青い破線の円で示しております箇所が、今回、都市計画  
の変更を予定している箇所になります。

4ページをお開きください。こちらは計画図になります。赤の  
実線で示しておりますが、変更後の雀宮駅前線の道路区域であ  
ります。

5ページをお開きください。新旧対照図となります。黄色の線  
が変更前で、赤い実線が変更後を示しております。道路区域と駅  
前広場の面積、起点の位置が変更となります。

以上が「議案第1号」の概要でございますが詳細につきましては  
は、お手元の2枚閉じのA3版の「説明資料1」をご覧頂きたい  
と思っております。

まず「1. 都市計画道路3・4・109号雀宮駅前線の現況」  
は、「3・4・109号雀宮駅前線」(変更路線)と、JR東北線

雀宮駅西口を起点としまして、宇都宮市南西部の住居地域を西に横断して「3・4・110号兵庫塚線」まで連絡する延長約1,940mの幹線街路であります。

また、交差する「3・4・107号宇都宮東京線（国道4号）」と、「3・5・115号江曾島富士見線」は、都市の骨格を形成する重要な都市計画道路であります。

本路線の都市計画は、昭和35年9月に、雀宮駅西口と国道4号を結ぶ区間が決定され、昭和47年3月に終点を宇都宮市兵庫塚町まで延伸し、雀宮駅前広場の追加をいたしました。平成13年1月には車線を2車線に決定いたしまして、現在に至っています。

本路線の現況は、雀宮駅西口にありまして起点から、国道4号との交差部までの区間につきましては、現況の道路幅員が約7mであり、自動車交通量が1日あたり約4,000台を超え、鉄道を利用する歩行者・自転車の交通量も多くなっています。

また、「3・4・107号線宇都宮東京線（国道4号）」との交差部から「3・4・110号兵庫塚線」までの区間につきましても未整備となっています。

次に下の位置図であります。位置図は、「3・4・109号雀宮駅前線」の位置を赤の実線で示しております。その実線上に、黒の点線の円で示している箇所が、今回変更する区間となります。

次に右側の「2. 変更する都市計画の理由と内容」について説明いたします。

本路線の起点であります雀宮駅周辺地区は、宇都宮市都市計画マスタープランにおいて「快適な住環境が整備された活力ある市街地づくり」を目指す宇都宮市南部地域における都市拠点として、位置付けられている地区であり、現在、雀宮駅東側につきまして、仮称第3図書館、科学技術高校の整備が進められております。また、これらの施設整備に合わせまして、雀宮駅の橋上駅舎化や東西連絡通路などの整備が予定されております。

雀宮駅西口の起点から、「3・4・107号宇都宮東京線」との交差部までの区間は、雀宮駅へアクセスする主要な路線となっており、現況の道路幅員は約7mと狭く、駅前広場も未整備となっており、安全な交通環境を整備するとともに、交通結節機能の強化を図るため、都市計画の変更を行うものであります。

雀宮駅西口の起点から、「3・4・107号宇都宮東京線」との交差部までの区間、一般県道雀宮停車場線になります。約350mについて、道路幅員を16mから19mに変更し、歩行者・自転車のゆとりある通行空間を確保するものであります。また、駅前広場につきましては、駅に集中する交通を円滑に処理するとともに、駅の利用特性に応じた魅力ある都市空間の形成を図るため駅前広場を約2,400㎡から約3,600㎡に変更するものであります。位置図は、変更しようとする位置につきまして、赤の実線で示しております。

次に、変更箇所を拡大した図が、新旧対照図となります。変更箇所は、雀宮駅西口の起点から「3・4・107号宇都宮東

京線（国道4号）」との交差部を約350mの区間で、道路幅員を16mから19mに両側拡幅しようとするものであります。  
新旧対照図の黄色い線が変更前で、赤い線が変更後となります。  
また、この区間につきましては、栃木県において事業を予定しています。

次のページをお開きください。  
参考図としまして横断図を示しております。  
横断図（参考図）の上段が変更前の横断図で、下段が変更後の横断図になります。  
変更箇所につきましては、歩行者・自転車のゆとりある通行空間を確保する必要がありますことから、自転車歩行者道の幅員を3.0mから4.0mに拡げます。  
また、植樹による良好な環境空間を形成するために幅1.0mの植樹帯を設置いたします。  
雀宮駅前広場の新旧対照図では、黄色い線が変更前で赤い線が変更後となっています。

次に参考図の駅前広場施設配置案をご覧ください。  
駅前広場における施設配置案では、赤の太い一点鎖線で囲んでいる四角い区域が変更後の区域となり、その区域の中に、バス・タクシー・一般車の乗降場の位置及び動線を示しています。  
バスの動線につきましては、赤の線で示しており、バス乗降場は、薄い赤色で塗りつぶして示しています。  
広場の南側と駅舎側の2バースを計画しています。

次に青の線は、タクシーの動線を示しています。  
乗降場は、薄い青色で示しており、駅舎側の2バースを計画しています。

次に緑の線は、自家用車の動線を示しています。  
一般車の乗降場は北側と西側に8バースを計画しており、身障者乗降場を駅舎側に1バースを計画しています。

各車両の動線については、利用者に分かりやすく、通行の安全に配慮し、一方通行の右回りで計画しています。

以上が駅前広場の施設配置計画案の説明となります。

この都市計画案につきましては、都市計画法第16条に基づく「構想の縦覧」を広報うつつのみや1月号や栃木県及び市のホームページでお知らせし、1月16日から30日までの2週間、「栃木県都市計画課」、「宇都宮土木事務所」、「宇都宮市都市計画課」で縦覧を行った結果、8名の縦覧者がございましたが、意見の申し出はございませんでした。

また、都市計画法17条に基づく、「都市計画案の縦覧」を広報うつつのみや2月号や栃木県及び市のホームページでお知らせし、2月10日から24日までの2週間、「栃木県都市計画課」、「宇都宮土木事務所」、「宇都宮市都市計画課」で縦覧を行った結果3名の縦覧者がございましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で議案第1号「宇都宮都市計画道路の変更について、3・4・109号雀宮駅前線」の説明を終わります。  
よろしくご審議をお願いいたします。

森本議長 事務局から説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

半貫委員 縦覧の広報の方法について質問いたします。  
法律上の縦覧の周知については十分わかりますが、以前に、現地に看板などを設置し、市民に分かりやすい方法で広報してくださいとお願いしましたが、今回の縦覧について配慮はありましたか。

関幹事 都市計画道路の変更について、現地に看板などを設置していませんが、今回の内容について、地権者を含めた地元の方々に説明会を実施いたしました。

半貫委員 この県道雀宮停車場線は、地元の方だけではなく、毎日駅を利用する方々もおりますから、周知の方法は、縦覧内容や構想を記載した看板等を現地に立てることが親切と思いますが、以前にも周知の方法について、検討してくださいと要望しましたが、その結果はどうになりましたか。

関幹事 今回は、駅を利用する方々に看板などで周知はしていませんが都市計画の決定及び変更内容の周知については、今後の課題として検討していきます。

森本議長 ただいまの、答えの補足ですが、都市計画法制度そのものでは、周知の方法は義務化されていません。  
半貫委員の意見については、国のほうでも問題視されています。都市計画法制度の抜本改正のなかで、構想段階への周知の仕方について議論をしている最中ですので、今後、国から詳細が示されるとは思いますが、現時点では、課題ということでご了解してください。

半貫委員 県道雀宮停車場線の都市計画決定後、地権者は長年、建築制限を受けていたわけですが、今回、道路幅員が16mから19mの変更されることにより、さらに道路となる区域が広がることとなります。  
地権者に対して、今までの経緯や変更する理由について、十分な理解が得られるよう周知徹底しているのですか。

吉澤幹事 これまで、県道雀宮停車場線については、駅前広場とともに拡幅整備の必要性や変更内容等について、何度も地元説明会を開催してまいりました。  
その中で今回の都市計画道路を16mから19mに幅員を変更することについて、地権者から意見を聴取しましたが、幅員の変更に反対する意見はありませんでした。

半貫委員 今回の計画道路の整備は、県が主体になり沿道整備型街路事業の手法が想定されますが、事業の範囲が狭いため、事業によって土地の奥行きが狭くなることで、土地活用ができなくなることに對する懸念は地権者から意見は出ていませんか。

吉澤幹事 全員の地権者に対して、この地区に引き続き住みたいか又は郊外に移築するかどうかについて、意向調査を行いました。  
その結果、地権者40名のうち22名が現地に残って生活をしたいとの意見がありました。  
その他の意見としては、土地だけ売却してもいい方は10名、土地及び建物を含めて売却していい方は6名、検討中は2名いました。

今回の区域のすべての土地に建物があるわけではないため、周辺を含めて今回は沿道整備型街路事業の手法を取り入れて、残りたい地権者 22 名に配慮して、県の方では、考えて進めています。

半貫委員

この地域は、宇都宮市都市計画マスタープランでは南部の都市拠点として位置づけており、位置図では用途地域が近隣商業地域で準防火地域が指定されています。  
この地区は快適な住環境の整備と位置付けしていますが、道路を 19m に拡幅することによって商業を営んでいる方が撤退する事になった場合、賑わいのある商業地という位置付けは、できますか。  
また、この地区は当初、区画整理手法による一体的な整備を検討されていたと思いますが、今回の都市計画道路の沿道が整備されてしまうとそれ以外の区域については、補助金の活用ができなくなり、区画整理の可能性が少なくなってしまうと感じておりますが、そのことについて伺いたい。

吉澤幹事

当初は、都市計画道路及び駅前広場を含めた約 31ha について、区画整理の手法で整備する予定でありました。  
しかし、雀宮駅東口において科学技術高校の開校や第 3 図書館が開館されることや、雀宮駅の橋上駅舎化などの整備とともに、今後、西口周辺において増大する交通需要に対応し安全な交通環境を確保するためには、現在の県道雀宮停車場線や駅前広場の早期整備の必要性が出てまいりました。  
一方、この地区は狭隘道路や消防困難地域があるという課題を認識していません。区画整理以外にも様々な整備手法がありますので、今回の整備区域以外につきましても住民と合意形成を図りながら、今後、進めていきたいと考えています。

半貫委員

今回の幅員と広場の都市計画の変更ですが、雀宮停車場線と駅前広場の整備を先行して行うことで、西口周辺のあり方について、幕引きとはならないですね。

吉澤幹事

そう考えていただいて、結構です。

森本議長

ご意見・ご質問も出尽くしたようで、お諮りいたします。  
宇都宮都市計画道路の変更に関する都市計画として「議案第 1 号」について、原案どおり異存なしとして、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。  
続きまして、議案第 2 号宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更、議案第 3 号宇都宮都市計画ごみ処理場の変更は関連する議案ですので、続けて事務局から説明をお願いします。

関幹事

それでは、引き続きましてお手元の資料に基づいてご説明いたします。  
議案第 2 号宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更について「下荒針清掃工場の廃止」及び議案第 3 号宇都宮都市計画ごみ処理場の変更について「プラスチック製容器包装資源化施設の追加」の 2 件は、ともに関連がありますので、一括してご説明させていただきます。

まず、議案第2号、1ページをお開きください。今回の変更し  
ようとする「ごみ焼却場の変更、下荒針清掃工場の廃止」の計画  
書が1ページでございます。  
2ページをお開きください。下荒針清掃工場の廃止の総括図でござ  
います。

次に、議案第3号についてご説明いたします。  
議案書の、1ページをお開きください。「ごみ処理場の変更につい  
て、プラスチック製容器包装資源化施設の追加」の計画書でござ  
います。  
2ページが施設の総括図で、3ページが施設の計画図となってお  
ります。  
このプラスチック製容器包装資源化施設の詳細につきましても、  
A3版の説明資料2を使いまして、ご説明いたします。

A3版の説明資料2をごらんください。最初に、枠で囲ってあ  
ります位置と現況について、ご説明いたします。  
位置につきましては、宇都宮市下荒針町、飯田町にまたがってお  
ります。現況ではありますが、市の中心地より西方約7kmに位置し、  
南東方向には東北自動車道路、南方向には鹿沼街道があります。  
現在の下荒針清掃工場は、昭和51年3月に都市計画決定しましたが、  
その後平成12年10月に運転を停止しております。

次に、2.「ごみ焼却場の変更、下荒針清掃工場の廃止」の理由  
について、ご説明いたします。  
下荒針清掃工場の施設が老朽化や社会情勢の変化により、クリー  
ンパーク茂原へ処理機能を移行し、下荒針清掃工場の運転を平成  
12年10月に停止したところであります。  
今般、プラスチック製容器包装資源化施設を当該工場跡地に整備  
するため、都市計画を変更し、下荒針清掃工場を廃止するもので  
あります。

次に、3.「プラスチック製容器包装資源化施設の追加」の理由  
について、ご説明いたします。  
一般廃棄物の排出量の減量化、資源化を図るため、平成7年に  
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」平成  
12年には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷  
をできる限り低減される循環型社会の構築を早急に進めていると  
ころであります。  
本市でも、ごみ減量化と資源化を進めため、平成18年3月に「宇  
都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの排出量を、20%  
以上を節減することを目標としたところであり、そのなかで、プ  
ラスチック製容器包装を平成22年4月から開始することいたしました。  
こうしたことからプラスチック容器包装を圧縮・梱包する中間処  
理施設を設置するため、当該都市計画を変更し、プラスチック製  
容器包装資源化施設を追加するものであります。

次に4.施設の整備概要についてであります。図は施設の配  
置計画図となっておりますので参考とさせていただきます。  
最初に(1)の処理能力についてご説明いたします。  
処理対象物は、宇都宮市、上三川町から発生する、その他プラス  
チック製容器包装を対象としております。  
処理方式は破袋・選別・圧縮梱包・保管でございます。  
この施設の計画処理能力は最大36/日でございます。  
また、稼働日数は年間256日の週5日で稼働いたします。  
搬入搬出台数は約73台/日でございます。  
搬入は4tパッカー車で約61台、搬出は10t車約12台を予定し



ています。

次に(2)建築物の規模についてであります。施設の処理棟は約4,400㎡で配置図では黄色に着色した部分であります。管理棟部分は約600㎡で配置図の水色の部分であります。建築物の構造は鉄骨造2階建となっております。

次に(3)環境保全計画についてであります。水質につきましては排水処理設備及び合併浄化槽を設置し訂正な排水の処理対策をいたします。騒音・振動につきましては低騒音機器の導入、吸音材などの建築資材で騒音・振動対策をいたします。悪臭は脱臭装置やエアーカーテンなどを導入し、悪臭対策をいたします。粉じんにつきましては特殊なフィルターの付いた集塵機などを導入し、粉じん対策をいたします。その他緑化計画につきましては、既存緑地を活用するとともに景観計画に準拠し周辺地域との調和に配慮いたします。

次に都市計画法第16条に基づく素案の縦覧につきましては広報うつのみや12月号や市ホームページでお知らせをし、平成20年12月8日から12月22日までの2週間縦覧を行った結果、2名の縦覧者がありましたが、意見書の提出はありませんでした。また、都市計画法第17条に基づく、都市計画案の縦覧を広報うつのみや12月号や市ホームページでお知らせし、平成21年2月2日から2月16日までの2週間縦覧を行った結果、1名の縦覧者がありましたが、意見書に提出はありませんでした。

以上をもちまして、議案第2号「宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更、宇都宮市下荒針清掃工場の廃止」、議案第3号「宇都宮都市計画ごみ処理場の変更、プラスチック製容器包装資源化施設の追加」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

一木委員

プラスチック製容器包装資源化施設は、中間処理施設の新設でよろしいでしょうか。

関幹事

そのとおりでございます。

一木委員

プラスチック製容器包装資源化施設の処理方法のなかに、粉砕はありますか。

秋山幹事

施設の処理方法の中に、粉砕はありません。

一木委員

プラスチック製容器包装資源化施設の新設に際し、地元の反対は、ありましたか。

秋山幹事

地元は、焼却施設ではなく中間処理施設であることを説明した結果、反対はありませんでした。

半貫委員

この施設の公聴会の開催はありましたか。

関幹事 意見公述人の申し出がありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。

半貫委員 今回の施設は、プラスチック製容器包装資源化施設の建設に関する契約について、12月議会で議決し、その後公聴会が行われる予定となっておりますが、今回の進め方の順序が逆ではないですか。一般的な進め方は、公聴会を開催して、地元の合意を得たうえで、議会で議決する流れが、順序だと思いたしますがその点はどうしてですか。

秋山委員 当初はプラスチック製容器包装資源化施設の公聴会の開催を11月までに行う予定でしたが、施設整備に伴い必要となる搬入搬出道路の整備に関する関係機関との協議等に時間を要したため、公聴会の開催の時期が遅れて、議決の後になってしまったことは、反省点として受け止めております。

半貫委員 地元への周知、合意形成のスケジュールを注意して、今後は行ってください。

森本議長 ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更、ごみ処理場の変更に関する都市計画として、「議案第2号」「議案第3号」について、「原案どおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員 異議なし

森本議長 それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。続きまして、議案第4号宇都宮都市計画火葬場の変更について、事務局から説明をお願いします。

関幹事 それでは、お手元の議案書に基づいてご説明いたします。議案第4号「宇都宮都市計画火葬場の変更について 1 - 2号宇都宮悠久の丘、宇都宮市決定」をご説明させていただきます。

今回の変更は、宇都宮市新斎場の供用開始に合わせて、都市計画決定されている名称についてのみ変更するものであります。

議案第4号の1ページをお開きください。名称変更後の計画書となります。この計画書にある表は、名称、位置、面積などを記載しております。

名称の変更であります、「悠久」が永く続く故人との時間をイメージさせるとともに、「丘」が建設地の地形的特長を表しております。市民に受け入れやすい名称である「宇都宮市 悠久の丘」に名称変更しようとするものであります。

なお、「宇都宮市 悠久の丘」は、本市が公募により選定した名称であります。

次に2ページをお開きください。新旧対照表となります。次に3ページをお開きください。総括図となります。赤の実線で位置を示しております。今回は名称のみの変更になり

ますので位置や面積の変更はありません。

関幹事

続きまして4ページをお開きください。計画図であり、赤の実線で区域を示しております。区域につきましても、今回の変更はありません。

続きまして5ページをお開きください。新旧対照図となります。変更箇所を示しております。今回は名称のみの変更でありますので、変更前の名前を黄色、変更後の名称を赤で示しております。

また、委員皆様のお手元へ、「宇都宮市 悠久の丘」のパンフレットをお配りさせていただいております。ご参考にご覧ください。

今回の名称変更につきましては、都市計画法において政令で定めます「軽易な変更」に該当しております。そのため、都市計画法の縦覧について省略することが出来ますので、この議案につきましては、都市計画法の縦覧は実施していません。

以上で議案第4号「宇都宮都市計画火葬場の変更、1-2号宇都宮市 悠久の丘」の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

森本議長

事務局からの説明が終わりました。委員の皆様から、ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

塚原委員

議案については、問題はないと思いますが、この施設の落成式が2月28日で、供用開始が3月15日となっておりますが、名称の変更が軽易な手続きでできるなら、もっと早く審議会に諮問してもよろしかったのではないのでしょうか。

須藤幹事

今後、このようなことがないように進めてまいります。

加藤委員

今回の議案とは、直接は関係ないですが、斎場の近隣に位置する農道と鹿沼インター通りの交差点整備の経緯であります。地元では早く進めてもらいたいと、県や市に要望書を何度も提出しましたが、なかなか進展しない状況があり、その後、交差点の整備が完了いたしました。また、斎場に接する農道の利用について、説明が十分でなかったように感じますが、いかがですか。

須藤幹事

たいへん申し上げますが、農道と鹿沼インター通りの交差点の整備の経緯につきましては、斎場整備推進室では把握しておりません。また、農道の利用については、葬儀事業者に、生活道路(農道)へ葬儀関係車両が群れないように、ご協力をいただいております。なお、施設への出入りについては、鹿沼インター通りから直接出入りすることを、葬儀事業者に申し入れているところです。

森本議長

ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、お諮りいたします。宇都宮都市計画火葬場の変更に関する都市計画として、「議案第4号」について「原案のどおり異存なし」としてご異議ございませんか。

全委員

異議なし

森本議長

それでは、「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

それでは、本日の「議案第1号」から「議案第4号」までにつきましては、全て「原案どおり異存なし」と答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては、終了致します。

続きまして、4.その他ですが、事務局から報告等ございますか。

事務局

次回の都市計画審議会は3月26日の午後1時30分から14A会議室で、開催を予定しております。

議案につきましては、宇都宮市都市計画マスタープランの全体構想についての、審議でございます。

委員の皆様方の出席を賜るようお願いいたします。

森本議長

以上をもちまして、第40回宇都宮市都市計画審議会を閉会いたします。

ご多忙の中、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

# 宇都宮都市計画審議会

会 長 森 本 章 倫

議事録署名委員

加 藤 一 克

議事録署名委員

塚 原 毅 繁